

金沢スキークラブ会則

(名称)

1. 本クラブは、金沢スキークラブと称する。(英文名: Kanazawa Ski Club / 略称: K.S.C.)

(事務所)

2. 本クラブは、事務所をクラブ会長住所に置く。

(目的)

3. 本クラブは、スキーに求める個々の目的を尊重にし、自由な気風の中で楽しく滑ることによって、心身の健全な発達とスキー技術の上達を目的とする。

(事業)

4. このクラブは、前項の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 会員への技術指導
- 各種競技会への参加
- 指導員検定会、技能検定会等への派遣
- 会員への傷害防止安全対策の指導
- 会員の相互親睦に関する事
- その他、必要と認められる事項

(役員)

5. クラブに必要な応じて、次の役員を置く。

- 会長 1名、理事 若干名、監事 1名
- 前項に定める者のほか、名誉会長、相談役及び特別会員を置くことができる。
- 役員任期は2年とし、再任をさまたげない。
- 但し、役員は任期が満了しても後任者が就任するまで職務を行う。

(総会)

6. 総会は、毎年、秋期に開き、会長が招集する。

(2) 会長は必要に応じて臨時総会を開催できる。

(3) 総会は会員(18才未満除く)の2分の1以上の出席をもって成立し、決議はその過半数を要する。

(4) 総会は、次の事項を審議決定する。

- 前年度の事業及び決算報告
- 今年度の事業計画及び予算
- 役員を選任
- クラブ会費及び入会金
- その他、必要と認められる事項

(理事会)

7. 理事会は会長と理事をもって構成する。

8. 会長は、必要と認められる者を理事会に招集し、意見を求めることができる。

9. 理事会は必要に応じ随時開催し、会長が招集する。

(2) 理事会は次の事項を審議する。

- 総会への提出案件
- その他、必要と認められる事項

(経費)

10. クラブの運営費は、クラブ会費、クラブ入会金及び寄付金等をもって支弁する。

(会計)

11. クラブの会計年度は毎年10月1日から翌年9月31日までとする。

(監査)

12. 監事は、会計を毎会計年度1回以上監査し、その結果を理事会及び総会時に報告する。

(会則の改廃)

13. 本会則の改廃は、総会の議決による。

(付則)

14. 本会則は、平成18年11月18日から実施する。